大槌町町営住宅入居案内

1　募集する住宅

（1）新規募集住宅

募集住宅	建物形式など	間取り	入居可能日	世帯条件など
上町第２	長屋タイプ ・木造１階建 ・ペット飼育<u>不可</u>	２ＤＫ	申請書受理後から **約１か月**	単身可
吉里吉里	集合タイプ ・鉄筋コンクリート造５階建（３階） ・ペット飼育<u>不可</u>	２ＤＫ		単身可

（2）継続募集住宅

募集住宅	建物形式など	間取り	入居可能日	世帯条件など
吉里吉里	集合タイプ ・鉄筋コンクリート造５階建（１階） ・ペット飼育<u>不可</u>	２ＤＫ （車イス対応）	申請書受理後から **約１か月**	車イス利用者のいる世帯のみ
赤浜	長屋タイプ ・木造１階建 ・ペット飼育<u>不可</u>	２ＤＫ		単身可
安渡第２	長屋タイプ ・木造１階建 ・ペット飼育可	２ＤＫ		単身可
吉里吉里第２	長屋タイプ ・木造１階建 ・ペット飼育<u>不可</u>	２ＤＫ		単身可
大ケ口一丁目	長屋タイプ ・木造２階建 ・ペット飼育<u>不可</u>	３ＤＫ		２人以上の世帯のみ
寺野・臼澤第３	戸建タイプ ・木造２階建 ・ペット飼育可	３ＤＫ		２人以上の世帯のみ
末広町	集合タイプ ・鉄筋コンクリート造６階建（４階） ・ペット飼育<u>不可</u>	２ＤＫ		単身可
柾内	戸建タイプ ・木造２階建 ・ペット飼育可	３ＤＫ		２人以上の世帯のみ
大町	戸建タイプ ・木造２階建 ・ペット飼育可	３ＤＫ		２人以上の世帯のみ

2　入居申込ができる方

（１）不自然な世帯分離（離婚していない夫婦の別居等）や、合併（親族以外の者と同居）をしていないこと。

（２）住宅に困窮していること（持家のある方は原則申込不可）。

例１）他の世帯と同居して著しく不便な状態にある。

例２）世帯構成上、著しく狭い等不適当な住宅規模にある。

例３）住宅がないため、親族（婚姻予定者を含む。）と同居できずにいる。

例４）民間の賃貸住宅に居住しているが、家賃が収入に見合わず高い。　など

（３）世帯員の月収の合計金額が、大槌町町営住宅等条例で定める月収以下であること。

※表１，２参照

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する「暴力団員」が世帯員にいないこと。

（５）納期を経過した町税等を滞納していないこと。

※大槌町町営住宅等条例で定める月収

（表１）

	世帯の状況	政令月収
①	下記の障がい者のいる世帯 ・身体障がい（１級～４級） ・精神障がい（１級～３級） ・知的障がい（療育手帳ＡまたはＢ）	214,000 円
	６０歳以上のみで構成される世帯	
	６０歳以上と１８歳未満のみで構成される世帯	
	小学校未就学児がいる世帯	
	戦傷病者、原爆被害者、ハンセン病療養所入所者、海外からの引揚者等がいる世帯	
②	①に該当しない場合	158,000 円

※大槌町町営住宅等条例で定める月収の求め方・控除一覧

【計算方法】

Ａ 総所得金額	**－**	**Ｂ 各種控除金額**	**÷１２**	**＝**	**政令月収**	

Ａ：申込世帯の内、収入のある人が２人以上いる場合はそれぞれの所得金額の合計
Ｂ：表２による控除額の合計

（表２）各種控除一覧表

控除名	控除対象者	控除額
同居者 ・遠隔地扶養控除	申込者以外の同居者及び 同居者以外の扶養親族	１人につき 38 万円
老人扶養親族控除	70 歳以上の配偶者及び扶養親族	１人につき 10 万円
特定扶養親族控除	16 歳以上 23 歳未満の扶養親族	１人につき 25 万円

特別障がい者控除	身体障害者手帳１級～２級 精神障害者保健福祉手帳１級 療育手帳Ａ	１人につき 40 万円
障がい者控除	身体障害者手帳３級～６級 精神障害者保健福祉手帳１級以外 療育手帳Ａ以外	１人につき 27 万円
寡婦控除	税法上の寡婦控除に準じる	対象者の所得から 27 万円を限度に控除
ひとり親控除	税法上のひとり親控除に準じる	対象者の所得から 35 万円を限度に控除
基礎控除振替額	申込者・同居者で給与所得または公的年金等に係る雑所得がある人	対象者の所得から 10 万円を限度に控除

3　申し込みについて

入居申込書に必要事項を記入し、その他必要書類を添付して大槌住宅管理センターへ持参または郵送にて提出してください。必要書類を揃えて提出された日を申込受理日とし、郵送の場合は到着日を申込受理日とします。

なお、下記６～９の書類（該当する方のみ提出）について、取得までに時間を要し、申し込みまでに書類が揃わない場合、下記１～５を事前に提出し、提出時に６～９のどの項目に該当するかを伝えたうえで、書類が揃った段階で提出してください。

※「新規募集住宅」と「継続募集住宅」とで申込期間及び入居者決定方法が異なります。

（１）新規募集住宅の場合

①申込受付期間

令和８年 11 月５日（木）～令和８年 11 月 19 日（木）

②入居者決定方法

・申込期間終了後、同募集住宅に１世帯のみ申込があった場合、提出書類に不備がなければ、そのまま入居決定となります。同募集住宅に複数の申込があれば、選考により入居希望者の住宅に対する困窮度を踏まえ、優先順位を審査・決定します。

・申込から入居が可能となるまでの期間は、約１か月程度です。

（２）継続募集住宅の場合

①申込受付期間

随時受付可能で、入居者が決定するまで

②入居者決定方法

・同日内の申込受理件数が１件だった場合は、その方の入居審査を行います。

・同日内に複数申込を受理した場合は、選考となります。

※入居希望者の住宅に対する困窮度を踏まえ、優先順位を審査・決定します。

・申込から入居が可能となるまでの期間は、約１か月程度です。

（３）申込先・郵送先

〒028-1121　大槌町小鎚第 27 地割３番地４　シーサイドタウンマスト２Ｆ

大槌住宅管理センター

（４）受付時間

平日（月曜日から金曜日）　午前９時から午後５時まで

（５）申し込みに必要な書類

【提出が必須となる書類】	
1	大槌町町営住宅入居申込書：指定様式
2	収入申告書：指定様式
3	入居する方全員の住民票（本籍及び続柄が記載されたもの） ・世帯分離を理由とする場合は現同居者全員分を提出してください。
4	入居する方全員の所得証明書（最新のもの。） ・18歳以上のすべての方（ただし、18歳未満で扶養に入っていない方は除く） ※令和８年１月１日時点の居住地で取得できます。
5	入居する方全員の完納証明書（町税の完納を証明する書類） ・町外にお住まいの方は現居住地で取得してください。完納証明書がない場合は、納税証明書など滞納がないことを証明できる書類を取得してください。
【該当する方】	
6	ア.一昨年から現在の間に退職された方　○退職を証明する書類の写し（離職票等） イ.一昨年から現在の間に就職・転職された方　○給料明細書の写し（実績分）
7	婚約中の方　　○誓約書 （入居決定日から３か月以内に婚姻後の住民票の提出が必要です。）
8	障がい者、要介護、要支援等の方　　○各証明書の写し
9	ＤＶ被害者、児童虐待被害者等の方　　○裁判所からの保護命令等
10	その他（必要に応じて書類を提出していただきます。）

４　入居決定後の手続きについて

入居決定した場合、通知の送付に合わせ、大槌住宅管理センターの職員より連絡を差し上げます。その際、「入居者説明会」及び「入居指定日」を決定します。

（１）入居者説明会（原則、入居決定の連絡から１週間以内）

町営住宅の入居に係る利用方法や、注意事項等を説明します。

（２）入居指定日（原則、入居者説明会から１週間以内）

町営住宅の鍵をお渡しする日で、この日から家賃が発生します。

鍵の受取には、説明会時に渡す入居請書に必要事項を記入したものの提出が必要となります。

※入居希望者の都合により、上記の期間内で（１）～（２）の対応が困難な場合は、事前にご相談ください。

５　連帯保証人について

入居請書には、連帯保証人の連署が必要です。連帯保証人になれる方は、次の条件をすべて満たした方となります。

（１）原則として大槌町内に居住する方（町内居住者がいない場合、町外居住者でも可）
（２）入居者と同等以上の収入を有する方
（３）入居許可者と独立して生計を営んでいる方

６　その他注意事項

（１）同居人として申し込むことができるのは親族です。（婚約者を含みます。）
（２）申込受付後に申込内容を変更する場合は、再度申し込みが必要となります。
（３）原則として、町営住宅入居後に他の町営住宅に転居することはできません。
（４）町営住宅では、日常の維持・管理は自治会等の組織で行い、入居者すべての方に参加していただきます。
（５）電気・ガス・水道・電話・団地によりケーブルテレビなどの使用料が別途必要となります。
（６）住宅退去の際には、入居者の負担で原状回復を行っていただきます。ペット、タバコ等の入居者の責に起因するものや、畳やふすまの張替え等も含みます。
（７）その他管理・運営は、大槌町町営住宅等条例及び同施行規則などによります。

７　お問合せ先

大槌住宅管理センター　℡０１９３－２７－８４４０